

日本骨髄腫学会奨励賞 規約

平成 31 年 2 月 1 日

- 1、日本骨髄腫学会奨励賞による研究活動助成は、理事長を委員長とする当該年度の学術集会長と日本骨髄腫学会理事からなる日本骨髄腫学会奨励賞委員会で決定し、理事会で承認する。
- 2、奨励賞に応募できる研究者は、満 45 歳未満の日本骨髄腫学会員で、公募期間内に所定の申請用紙に必要事項を記入し、事務局に申請する。
- 3、基礎的分野、臨床分野、2 研究程度を助成する。
- 4、研究助成金の額は委員会で決定する。
- 5、受賞者は助成決定後学会誌に研究計画の要旨を掲載し、発表の際は日本骨髄腫学会奨励賞の助成を受けたことを明記する。また、当該年度終了後 1 年以内に研究結果と会計報告を報告する。但し、報告書は研究結果の主な内容が含まれる論文があり本助成を受けている事を明記してあれば報告書の代替を可とする。
- 6、日本骨髄腫学会奨励賞に関連する事項については日本骨髄腫学会奨励賞委員会で決定し、理事会で承認する。